

令和 6 年第 1 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 6 年 2 月 2 8 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 6 年 2 月 2 8 日（水）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	新 渡 幹 夫
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	秋 島 祐 成
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	長 根 一 彦
税 務 課	長	高 山 幸 人
町 民 課	長	上 野 義 孝
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子

健康づくり課長	木 明 修
建設水道課長	瀧 澤 誠
会計管理者	小 野 早 苗
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	富 吉 卓 弥
学校教育課指導室長	向 中 野 純 子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	五 十 嵐 洋 介
代表監査委員	駒 井 広
総務課長補佐	田 中 利 実
総務課行政担当	佐 藤 祐 大

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	玉 山 順 一
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第 1 号）

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案の上程 |
| 日程第 4 | 提案理由説明 |
| 日程第 5 | 常任委員会報告
1、総務常任委員会
2、建設産業保健衛生常任委員会 |
| 日程第 6 | 特別委員会報告
1、原子力エネルギー対策特別委員会
2、議会改革検討特別委員会 |

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した

- | | |
|-----|------|
| 3 番 | 木戸忠勝 |
| 8 番 | 中谷謙一 |

町長の提出議案

- | | |
|----------|---|
| 承認第 1 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和 5 年度野辺地町一般会計補正予算（第 7 号）） |
| 承認第 2 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町手数料条例の一部を改正する条例） |
| 議案第 1 号 | 令和 5 年度野辺地町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 議案第 2 号 | 令和 5 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 3 号 | 令和 5 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 4 号 | 令和 5 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 5 号 | 令和 5 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 6 号 | 令和 6 年度野辺地町一般会計予算 |
| 議案第 7 号 | 令和 6 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議案第 8 号 | 令和 6 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 9 号 | 令和 6 年度野辺地町介護保険事業特別会計予算 |
| 議案第 10 号 | 令和 6 年度野辺地町下水道事業特別会計予算 |

- 議案第11号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計予算
- 議案第12号 野辺地町課設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第13号 野辺地町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する
条例案
- 議案第14号 野辺地町庁舎の使用に関する条例案
- 議案第15号 野辺地町個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案
- 議案第16号 野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例案
- 議案第17号 野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例案
- 議案第18号 野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条
例案
- 議案第19号 野辺地町子育て支援基金条例案
- 議案第20号 野辺地町監査委員条例及び野辺地町水道事業の設置等に関する条
例の一部を改正する条例案
- 議案第21号 野辺地町立諸学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第22号 野辺地町まかどスポーツセンター条例案
- 議案第23号 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等
に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 議案第24号 野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 議案第25号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第26号 野辺地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第27号 野辺地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第28号 野辺地町水産基盤整備事業分担金徴収条例及び有戸漁港管理条例
の一部を改正する条例案
- 議案第29号 野辺地町町営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第30号 野辺地町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第31号 町道の路線認定の件

議案第32号 町道の路線変更の件

議案第33号 野辺地町副町長の選任の件

議案第34号 野辺地町教育委員会教育長の任命の件

議案第35号 野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件

議会の提出議案

発議第1号 統合小学校新築事業調査特別委員会設置に関する決議案

発議第2号 防災・減災対策検証特別委員会設置に関する決議案

発委第1号 野辺地町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） おはようございます。ただいまから令和6年第1回野辺地町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時31分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定によって、3番、木戸忠勝君、8番、中谷謙一君を指名します。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。議会運営委員会で会期について審議した結果を事前に皆様に配付しております。本定例会の会期は、本日から3月15日までの17日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの17日間に決定しました。

会期日程

2月28日	本会議（会議録署名議員の指名、会期の決定、
	議案の上程、提案理由説明、委員会報告）
2月29日	休 会（一般質問通告期限） （午前11時00分）
3月 1日～ 3月10日	休 会
3月11日	本会議（一般質問）
3月12日	休 会
3月13日	本会議（議案審議（新年度予算））
3月14日	本会議（議案審議（新年度予算））

3月15日

本会議（議案審議、発議審議）

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第3、議案の上程であります。承認第1号及び第2号、議案第1号から第35号まで、諮問第1号、発議第1号及び第2号並びに発委第1号を一括上程します。

日程第4、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） おはようございます。本日ここに、令和6年第1回町議会定例会が開催され、令和6年度当初予算をはじめ、各議案についてご審議いただくに当たり、昨年12月定例会以降の諸般の事項についてご報告いたします。

初めに、元旦に発生した能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表します。

このたびの地震災害において、青森県から、富山県射水市への短期応援職員の派遣要請があり、当町では第4班以降の派遣を前提に職員を選定していたところではありましたが、現地で受入れが第3班で終了となったとのことでありますので、改めて要請があったときは積極的に協力してまいりたいと考えております。

次に、昨年の異常な高水温により甚大な被害を受けた陸奥湾ホタテについてであります。

1月25日、県と県議会及び陸奥湾沿岸7市町村の連名により、農林水産省に対する支援の緊急要望が行われ、私も要望活動に参加してまいりました。

坂本農林水産大臣には、漁業者団体が行う基金造成への支援や漁業共済金の早期支払い、養殖技術の開発に向けた試験研究の推進などを要請するとともに、ホタテ養殖の現状などについて説明をいたしました。

また、県及び関係漁業団体では、親貝の確保対策として、1月から3月までの産卵期における親貝の出荷を抑制するとのことであり、これにより生じる漁業者の損失については、むつ湾漁業振興会が造成する基金で補填を行うこととしております。

町では、この基金造成に対して支援することとし、早急に関係する予算を措置する必要があると

したことから、1月31日付で補正予算の専決処分を行ったところであります。

ホタテ漁業は地域経済を支える重要な産業でありますので、関係機関と連携しながら必要な対策を講じてまいります。

次に、野辺地町商工会と埼玉県久喜市商工会による「友好商工会提携に関する協定」の締結であります。

この協定は、両商工会同士、産業や特産品、地域資源などを活用した交流を深め、両市町の商工業の振興を推進することを目的としたもので、1月27日に久喜市において、商工会関係者により調印式が行われました。

当町と久喜市は、これまでも相互にイベントへの出店や子供たちの訪問などを通し、交流を図ってまいりましたが、このたびの協定の締結を機に、両市町の絆がますます深化していくことを期待するものであります。

それでは、本定例会にご提案いたしました各議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件」であります。

承認第1号「令和5年度野辺地町一般会計補正予算（第7号）」は、物価高騰対策として低所得世帯に対して行う給付金の支給及び陸奥湾ホタテガイ高水温被害に係るホタテガイ親貝確保に向けた緊急対策事業を関係団体と連携し実施するため、早急に予算の措置を行う必要が生じたことから、令和6年1月31日付で専決処分をしたものであります。

既定の予算に、歳入歳出それぞれ7,230万円を追加し、予算の総額を94億7,930万円といたしました。

物価高騰対策給付金事業費に6,915万円余り、ホタテガイ親貝確保緊急対策事業費として、むつ湾漁業振興会に対する基金造成費用補助金200万円などを計上いたしました。

承認第2号「野辺地町手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和5年12月6日に公布されたことに伴い、野辺地町手数料条例においても所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和6年3月1日と緊急を要することから、令和6年2月16日付で専決処分したものであります。

続いて、令和5年度の補正予算に関する議案となります。

議案第1号は、「一般会計補正予算（第8号）」であります。

既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,430万円を減額し、予算の総額を94億6,500万円といたします。

歳入では、地方交付税の再算定等に伴う普通交付税の増額のほか、決算見込みなどにより国・県支出金、繰入金及び地方債等を調整いたしました。

歳出では、野辺地町漁港荷さばき施設クレーン等整備事業に係る補助金を計上したほか、各種事業の実績見込みによる増減調整を行いました。また、減債基金や公共施設整備基金のほか、新たに設置する「子育て支援基金」への積立金を計上いたしました。

議案第2号「国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」と、議案第3号「後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」及び議案第4号「介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」は、事業の実績見込みに伴う予算の調整であります。

議案第5号は、「水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

収益的支出において、有形固定資産減価償却費の精査及び事業の実績見込みに伴う予算の調整を行いました。

なお、収益的収入及び支出の既決予定額に増減はありません。

次の、議案第6号から議案第11号までは、令和6年度の一般会計及び特別会計の当初予算であります。

それでは、議案第6号「一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算の総額を79億4,000万円といたしました。令和5年度当初予算に比較して、金額で4億5,500万円、率にして5.4%の減となりました。これは主に新庁舎建設事業費の減額によるものであります。

予算の編成に当たりましては、町の将来像「未来につなげる幸せのまち のへじ」を目指すべく、6つの基本目標を軸にして、予算の効率的な配分に努めました。

それでは、「第6次まちづくり総合計画」の基本目標に沿った取組につきまして、その一端を申し上げます。

第1は、「支えあい切れ目のない保健福祉」であります。

子育て支援では、新たに小学校・中学校への入学時に祝金として5万円を給付し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

また、統合小学校の新築に合わせ、学童保育棟の併設を想定し、各種調査や基本設計を行うこととしております。

高齢福祉対策については、きめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始いたします。主な事業内容は、フレイル予防等の健康教育のほか、eスポーツサロンでの介護予防事業、介護予防サークル、ハイリスクアプローチとして健康状態の不明な方への訪問指導となります。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、無償化の対象から外れてしまいましたが、高齢者の方々への支援などを検討中であり、しかるべき時期に補正予算により対応したいと考えております。

第2は、「工夫と連携の地域産業」であります。

農業では、大雨などの被害からこかぶを守るため、トンネル栽培を行うための資材の購入費に対して補助金を交付する振興作物新技術導入支援事業を試験的に実施いたします。また、鳥獣等による被害が年々増えてきていることから、鳥獣被害対策実施隊後継者育成事業を新たに開始し、免許等の取得に係る経費の助成を行います。就農移住関係では、新たに地域おこし協力隊インターン事業を実施し、短期間での就農お試し体験により、農業への興味・関心を高めていきたいと考えております。

水産業では、ホタテ養殖漁業者支援事業として、稚貝の確保のための採苗器購入費用への補助を行うとともに、令和5年夏の高水温に伴うホタテガイへい死により損害を受けた漁業者に対しましては、経営資金の融資を受けやすくするための利子補給を行います。

そして、これまでと同様、地まきホタテの資源回復に向けた放流事業費の補助や、斜路の前出しによる漁港用地の狭隘の解消、及び衛生管理の高度化を図る水産生産基盤整備事業を実施いたします。

また、産直施設の利便性を高めるため、駐車場等の整備をいたします。

観光、商工振興では、祇園まつりの参加団体に対する費用助成や、イルミネーション事業を継続するほか、東京都内で開催される「青森人の祭典」への出展等を行う実行委員会への費用助成を行います。また、中小企業者の事業を支援するための特別保証融資制度として、融資を受ける事業者に対し、これまでの「選ばれる青森」への挑戦資金（創業枠）のほか、物価高騰に伴う経営安定化サポート資金（経営安定枠）に対する保証料補給を新たに追加いたします。

第3は、「誰もが学べる教育」であります。

野辺地町小学校の耐力度調査を行い、統合小学校新築への財源の課題をクリアし、今年度策定予定の基本構想を基に、いよいよ基本設計に着手してまいります。

また、子供たちの学力向上を図るための取組として、教育支援員を配置し、教職員に対する指導計画作成の支援などを行います。

スポーツの推進では、令和8年度に本県で開催予定の国民スポーツ大会の準備に向け、令和6年度開催地の佐賀県への現地視察を行います。また、当町の会場となる野辺地高校周辺の道路改良工事を予定しております。

文化財保護では、日本遺産認定3港連携事業や文化財活用事業及び町の民俗資料の調査などを引き続き進め、貴重な文化資源の継承と情報発信に努めてまいります。

このほか英語で元気なまちづくり事業や、高校生向けの講座を開催する人材育成事業、小・中・高校生の強化合宿等を支援する競技スポーツ強化支援事業などを継続して実施いたします。

第4は、「住み続けたい生活環境」であります。

関係人口の増加に向け、町の魅力発信に取り組むこととし、県外イベントへの出展の強化や、体

験ツアーの拡充、移住関連のホームページの作成、魅力発信を担う地域おこし協力隊等の任用などの事業を展開してまいります。

また、空き家バンク等への登録を促すため、家財処分費用に対する助成を新たに実施するほか、移住支援事業の要件緩和や都内の大学生が県内で就職活動を行う場合の交通費の助成など、幅広く移住・定住に向けた支援を行います。

防災関係では、野辺地消防署の化学消防ポンプ自動車と、消防団第1分団の車両の更新を行います。

そのほか、町民の皆様身近な町道改良工事や除排雪経費など、生活環境の維持・向上に向けた経費を計上いたしました。

第5は、「活用して保全する環境」であります。

引き続き、家庭ごみ・資源ごみの収集運搬などにより、住みよい環境づくりに努めるほか、衣類回収や資源ごみ回収奨励金、ごみステーション整備事業に係る補助を継続してまいります。

また、現在、試験的にプラスチックごみの収集を行っているところでありますが、来年度からその収集日を増やすこととしております。

第6は、「メリハリのある行財政」であります。

新庁舎建設事業につきましては、令和6年8月の部分供用開始に向け、最終工程に入るとともに、備品の設置や旧庁舎からの引っ越しを行うこととなります。新庁舎では、これまで以上の住民サービスを提供できるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

また、町の最上位計画である第6次まちづくり総合計画の前期計画期間が令和7年度までとなっておりますので、次期後期計画の策定を、令和6年度から2か年をかけて進めてまいります。あわせて、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しも行うこととしております。

行財政改革では、今年度策定する第6次の行財政改革大綱に基づき、持続可能な行政基盤の構築、スマート自治体の推進、健全な財政運営の3つの基本方針に沿って取り組んでまいります。

次に、予算の主たる款別の概要申し上げます。

歳入の1款「町税」は、総額で14億1,403万円余りを見込みました。

2款「地方譲与税」から10款「地方交付税」までは、いずれも令和5年度実績見込みを基礎として、国の地方財政対策における増減の情報を加味して計上いたしました。

14款「国庫支出金」は、6億4,205万円余りを計上いたしました。特定漁港漁場整備事業補助金の減額などにより、前年度比較で9,709万円の減額となりました。

15款「県支出金」は、8億894万円余りを計上いたしました。県議会議員一般選挙費や県知事選挙費などの減額により、前年度比較で2,515万円余りの減額となりました。

18款「繰入金」は、7億3,308万円余りを計上いたしました。公共施設整備基金や役場庁舎建設基

金、電源立地地域対策基金の繰入金の増額により、前年度比較で1億8,571万円余りの増額となりました。

21款「町債」は、12億2,410万円を計上いたしました。新庁舎建設事業費などの減額により、前年度比較で6億1,860万円の減額となりました。

次に、歳出であります。2款「総務費」は、17億5,019万円余りで、前年度比較で6億5,574万円余りの減額となりました。新庁舎建設費が6億7,000万円余りの減額となったことが主な要因であります。

3款「民生費」は、19億9,782万円余りで、前年度比較で4,142万円余りの増額となりました。後期高齢者医療対策費などの増額が主な要因であります。

4款「衛生費」は、10億169万円余りで、前年度比較で7,847万円余りの減額となりました。新型コロナウイルス感染症対策費の皆減が主な要因であります。

8款「土木費」は、4億2,475万円余りで、道路新設改良費などの増額により、前年度比較で2,562万円余りの増額となりました。

9款「消防費」は、6億4,507万円余りで、前年度比較で1億3,012万円余りの増額となりました。野辺地消防署で行う化学消防ポンプ自動車の更新などが主な要因であります。

10款「教育費」は、7億8,032万円余りで、前年度比較で1億7,992万円余りの増額となりました。小学校統合事業費の増額などが主な要因であります。

12款「公債費」は、7億4,416万円余りで、前年度比較で632万円余りの減額となりました。

以上が、令和6年度一般会計当初予算の主な概要であります。

次に、各特別会計の令和6年度の予算規模について申し上げます。

議案第7号の「国民健康保険事業特別会計予算」は、予算の総額を15億6,706万9,000円といたしました。前年度比較で3,959万円余りの減額となりました。

議案第8号の「後期高齢者医療特別会計予算」は、予算の総額を2億1,337万3,000円といたしました。前年度比較で1,963万円余りの増額となりました。

議案第9号の「介護保険事業特別会計予算」は、予算の総額を17億8,284万3,000円といたしました。前年度比較で904万円余りの増額となりました。

議案第10号の「下水道事業特別会計予算」は、予算の総額を3,003万6,000円といたしました。前年度比較で6,000円の減額となりました。

議案第11号の「水道事業特別会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を2億8,100万円といたしました。前年度比較で200万円の増額となりました。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入を8,500万円、支出を1億9,990万円といたしました。

年度比較で収入が5,500万円、支出が3,298万円それぞれ増額となりました。

続いて、条例の制定及び改廃であります。

議案第12号「野辺地町課設置条例の一部を改正する条例案」は、行政組織・機構の見直しに伴う改正条例案であります。令和6年4月から税務課と会計課を統合し、税務会計課といたします。

議案第13号「野辺地町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例案」は、コミュニティ防災センター（旧木明小学校）の廃止、並びに、まかどスポーツセンター（旧馬門小学校講堂）及び役場新庁舎の使用に当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第14号「野辺地町庁舎の使用に関する条例案」は、新庁舎の会議室等の使用方法及び使用料などを定めるものであります。

議案第15号「野辺地町個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例案」は、情報公開条例に基づく審査請求があった場合の諮問手続を、個人情報保護に係る審査会に移管するため、関係条例を整理するものであります。

議案第16号「野辺地町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案」は、番号利用法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号「野辺地町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」は、議員報酬の額を改めるものであります。

議案第18号「野辺地町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案」は、町長、副町長及び教育長の給料の額を改めるものであります。

議案第19号「野辺地町子育て支援基金条例案」は、多様化する子育て支援事業に対応し、子供たちが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進を目的として、町で新たな基金を設けるものであります。

議案第20号「野辺地町監査委員条例及び野辺地町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号「野辺地町立諸学校使用料徴収条例の一部を改正する条例案」は、閉校した馬門小学校の使用料規定を廃止するものであります。

議案第22号「野辺地町まかどスポーツセンター条例案」は、旧馬門小学校の講堂を社会体育施設に転用し、その使用方法や使用料等を規定するものであります。

議案第23号「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴い、関係条例を整理するものであります。

議案第24号「野辺地町すこやか医療費給付条例の一部を改正する条例案」は、配偶者暴力防止法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号「野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案」は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額を定めるほか、介護保険サービス担当者会議の廃止などに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号「野辺地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」と、議案第27号「野辺地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、いずれも指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第28号「野辺地町水産基盤整備事業分担金徴収条例及び有戸漁港管理条例の一部を改正する条例案」は、条例で引用する法律名称の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号「野辺地町町営住宅条例の一部を改正する条例案」は、配偶者暴力防止法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号「野辺地町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例案」は、空家等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第31号「町道の路線認定の件」は、新たに1路線を町道として認定するものであります。

議案第32号「町道の路線変更の件」は、町道2路線の幅員を変更するものであります。

続いて、人事案件であります。

議案第33号「野辺地町副町長の選任の件」は、副町長江刺家和夫氏の任期が、令和6年3月31日をもって満了となることから、同氏を再任することについて議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第34号「野辺地町教育委員会教育長の任命の件」は、教育長新渡幹夫氏から、令和6年3月31日をもって退職する旨の申出があったことに伴い、新たに小野淳美氏を教育長に任命することについて議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第35号「野辺地町固定資産評価審査委員会委員の選任の件」は、野辺地町固定資産評価審査委員会委員藤谷大樹氏の任期が、令和6年3月31日をもって満了となることから、同氏を再任することについて議会の同意を得るため提案するものであります。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦の件」は、人権擁護委員鈴木幹人氏、濱田美野氏、杉山光子氏、野呂信幸氏の任期が、令和6年6月30日をもって満了となることから、各氏を人権擁護委員の候補者として再推薦することについて議会の意見を求めるため提案するものであります。

以上、ご提案いたしました案件につきましては、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係職員から、詳細、ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

◎常任委員会報告

○議長（岡山義廣君） 日程第5、常任委員会報告を議題にします。

初めに、総務常任委員会について、委員長の報告を求めます。

10番、大湊敏行君。

○総務常任委員長（大湊敏行君） 総務常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、1月31日に開催されました。出席委員5名。説明員として副町長、教育長、総務課長、社会教育・スポーツ課長、企画財政課長及び関係職員が出席しました。

案件は、所管に属する事務調査についてです。

初めに、社会教育・スポーツ課長から「野辺地町まかどスポーツセンターについて」説明がありました。

「馬門小学校の閉校によって、学校開放事業で利用していたスポーツ団体が活動できなくなったことと、町民からも講堂を利用したいとの要望があったことから、学校施設から社会体育施設に用途変更し、令和6年度から町民が利用できるよう整備しております。条例は、同規模の青少年体育センターを参考にしており、当面は団体での利用のみと考えております」と説明を受けました。

委員から「使用料の徴収を考えているか」との質疑に対し、社会教育・スポーツ課長から「町スポーツ協会に加盟している団体等は、他の体育館と同様に減免とします」と答弁がありました。

次に、企画財政課長から「令和6年度一般会計予算案の編成状況について」「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業について」説明がありました。

「「令和6年度一般会計予算案の編成状況について」では、予算編成スケジュールと予算概要の説明がありました。また、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業について」では、閣議決定された令和5年度予備費の使用において、令和6年度に予定される定額減税と併せて、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体支援枠として実施されることになりました。概要として、今回創設された給付事業で「住民税均等割のみが課税される世帯に10万円を給付」「住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、当該世帯で扶養している18歳以下の児童1人当たり5万円を給付」「令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯へ10万円を給付」「定額減税をし切れない方への調整給付」になります」と説明を受けました。

次に、総務課長から「令和6年度行政組織機構改革案について」説明がありました。

「4月1日から町の組織機構の一部を見直すもので、課の規模を大きくすることで、不測の事態にも適切、柔軟に対応できるようにしていくこと、機能的、効果的な業務執行により限られた人員

でもしっかりと町民ニーズに対応していくこと、国が進めるデジタル化に向けた取組を推進していくことが目的となります。現在の税務課と会計課を統合して税務会計課とし、総務課内に新たに情報政策担当を置くものです」と説明を受けました。

委員から「行政サービスのオンライン手続未対応は解消されるのか」との質疑に対し、総務課長から「デジタル化が遅れていますので、組織を集中し職員も専門的な知識を少しずつ習得しながら前に進めていきたい」と答弁がありました。

最後に、調査中の「児童・生徒を取り巻く状況」「ふるさと納税の現状」について、前回の委員会で町から説明を受けた中で、さらに調査が必要な事項について委員間で協議しました。

「児童・生徒を取り巻く状況」では、「不登校対策の効果・検証」「別室登校児童・生徒の進学の格差と保護者の教育費支援」「児童・生徒の声を聞く方法」について調査を進めることになりました。

「ふるさと納税の現状」では、「寄附額増に向けた返礼品の展開」「複数のポータルサイトの使用とワンストップ申請」「企業からの返礼品のアプローチ」「企業版ふるさと納税の取組」、「他自治体と同様の返礼品の市場調査」について、調査を進めることとなりました。

お配りしております報告書に誤字があります。おわびして訂正いたします。

委員会は、継続審議することにしました。

よって、本委員会に付託されております「所管に属する事務調査」について閉会中の継続調査を認めていただくようお願いいたします。

以上、総務常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定いたしました。

委員長は、どうぞお戻りください。

建設産業保健衛生常任委員会について、委員長の報告を求めます。

2番、高沢陽子君。

○建設産業保健衛生常任委員長（高沢陽子君） 建設産業保健衛生常任委員会の報告を申し上げます。

委員会は、2月1日に開催されました。出席委員6名。説明員として副町長、総務課長、建設水道

課長、産業振興課長及び関係職員が出席しました。

案件は、所管に属する事務調査についてです。

初めに、建設水道課長から「令和6年度の主な事業予定について」説明がありました。

「2款総務費の新庁舎建設工事関係の「庁舎等新築工事」については、令和5年度末の契約出来高は、全体の75%相当を施工見込みとしており、令和6年度施工する25%分の残工事は、新庁舎の改装、内装工事、外構工事が主な工事内容となっており、12月20日の契約工期内に完成する予定です。工事費は、令和6年度は6億7,894万8,000円を見込んでいます。工事監理業務についても、契約出来高の25%相当分を見込み、委託料は412万5,000円となります。8款土木費では、道路関係として「県道野辺地野辺地停車場線マンホールかさ上げ工事」「烏帽子岳線（A）舗装補修（第4期）工事」「枇杷野松ノ木線道路改良（第1期）工事」「蟹田橋橋梁補修工事」「ホイールローダ8トン級1台購入」となります。河川関係は「前平地区水路改修工事」を予定しています。公園関係は、助成事業が採択された場合に「中道ふれあい公園遊具更新工事」を行います。町営住宅関係では、「駅前団地A棟台所換気扇改修工事」「みどりヶ丘団地受水槽等塗装工事」「前平団地浄化槽ブロアポンプ交換工事」を予定しております。急傾斜地対策事業関係は、県が実施する事業で町にも負担金が生じますが、「上小中野地区の急傾斜地対策」を行う予定です。水道事業では、「馬門ポンプ場（送水）改良工事」「目ノ越ポンプ場送水ポンプ取替え工事」「港湾敷地（臨港道路）内配水管布設替え工事」「新庁舎前災害緊急用給水栓新設工事」「水道事業アセットマネジメント（基本構想等）策定業務委託」を予定しています」と説明を受けました。

委員から「新庁舎前災害緊急用給水栓新設工事について、災害時に本管が破損し断水した場合、新設する給水栓も使用できないと思うが、別回路の検討は」との質疑に対し、建設水道課長から「検討しましたが、多額な経費が必要となることから、ポンプ車に直接給水できる装置を設置することといたしました」と回答がありました。

次に、産業振興課長から「令和5年度高温（高水温）による特産品への被害状況及びその対応について」説明がありました。

「ホタテガイの被害状況は、町漁協が独自に行った「へい死調査」で、養殖ホタテの経営体数57件のうち回答した53件の結果は、へい死率として、稚貝、親貝ともに50から70%台に多く見られ、80から90%台も相当数見受けられます。今後の影響として、令和6年から2年ほど養殖ホタテガイの水揚げ量は減少すると見込まれています。対応として、1月25日に町長は県知事らとともに、農林水産大臣に対して、ホタテガイ親貝の確保等への支援を要望してまいりました。このほか対応する事業として、令和5年度は、むつ湾漁業振興会が事業主体となり、基金を造成した上で実施する「ホタテガイ親貝確保緊急対策事業」で、4月以降に出荷をシフトしたホタテガイ、産卵期を経て出荷するホタテガイに対して、入札単価1キロ当たり100円を上乗せする事業、また、令和6年度計画し

ている事業として、県との共同事業の「漁業災害経営資金等利子補給費事業」で、県が「農林漁業災害経営資金通助成条例」を発動した際に実施される事業で、漁業者、町漁協組合員がホタテガイの養殖に要する経営資金等を借入れする際に発生する利子の一部を県と町で助成するもので、県との負担割合は2分の1になります。また、これ以外に町は「地まきホタテ稚貝等放流事業」への補助を継続するほか、町漁協の養殖ホタテ事業を営む組合員を対象に採苗器などの資材購入に要する経費への補助として「養殖ホタテ事業者支援事業」を予定しています。次に、野辺地葉つきこかぶの状況は、こかぶ農家19経営体が高温被害について農協に申告した内容として、推計被害面積1,234.45アール、推計被害額は約1億1,800万円の被害が及んでいます。令和5年度の生産販売等の実績及び対前年度比は、作付面積の実績66.9ヘクタール、前年度比98.9%、数量は実績56万3,792ケース、前年度比89.4%、販売額は6億1,865万円余り、前年度比106.5%である旨の実績報告のほか、農業経営者との意見交換などから、排水対策事業への支援継続、県の推奨品種である新品種「なつばな」の生産指導、土（畑）づくりのための土壌消毒剤などが高額なため複数年による購入支援について要望を受けております。農業経営者に加え農協との意見交換等を踏まえ、今後の農業振興と農業経営の維持・継続を優先的な目的として「排水対策事業」「農業振興の継続と「土づくり」及び「品質向上」に係る対策事業」「葉つきこかぶ栽培新技術導入支援事業」を計画しております」と説明を受けました。

事務調査終了後、委員より「ホタテ漁業者激励訪問を行うべきでは」との意見があり、実施に向けて検討していくこととなりました。

委員会は、継続審議することにしました。

よって、本委員会に付託されております「所管に関する事務調査」について閉会中の継続調査を認めていただくようお願いいたします。

以上、建設産業保健衛生常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定しました。

どうぞ戻ってください。

◎特別委員会報告

○議長（岡山義廣君） 日程第6、特別委員会報告を議題にします。

原子力エネルギー対策特別委員会から付託中の事件について中間報告をしたいとの申出がありました。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、原子力エネルギー対策特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

5番、五十嵐勝弘君。

○原子力エネルギー対策特別委員長（五十嵐勝弘君） 原子力エネルギー対策特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、全議員で構成する特別委員会ですので、その経過と結果については、全ての議員の皆さんがご承知のことと思いますので、詳細については省略させていただきます。

委員会は、2月15日に開催されました。出席委員は9名。参与として町長、副町長、防災管財課長が出席しました。

当日、本委員会は日本原燃株式会社を訪問し、「原子燃料サイクル施設の概要と現状」「安全性向上に向けた取組」について説明を受け、その後、原子燃料サイクル施設の視察を行いました。

また、視察後には、日本原燃株式会社との意見交換を行いました。

本委員会は引き続き、付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております「原子力エネルギー施設の防災対策等に関する調査及び審査」についての中間報告となります。

○議長（岡山義廣君） 全議員で構成しておりますので、報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定しました。

委員長はお戻りください。

次に、議会改革検討特別委員会から付託中の事件について中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革検討特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

委員長の報告を許します。

11番、赤垣義憲君。

○議会改革検討特別委員長（赤垣義憲君） 議会改革検討特別委員会の報告を申し上げます。

委員会は、1月26日に開催されました。出席委員は7名です。

案件は、「タブレット端末導入に向けた調査事項の確認及び視察先の検討について」であります。

委員間で協議したところ、タブレット端末導入に向けて調査すべきこととして、まずは「使用及びセキュリティ関係のルール」「全議員が使用できるような取組」「本会議での運営」「導入前後の変化」「議員活動での活用方法」「導入に至った経緯」「関連経費」などについて、先進地の取組事例を参考に調査することといたしました。

また、県内でもデジタル関係の先端に行く「中泊町議会」を第1候補として行政視察を検討しております。

委員会は、今後、視察による調査のほか、会議システム及び実機を使用した研修も受けながら、タブレット端末導入に向けた調査を引き続き進めることとしております。

本委員会は引き続き、付託中の事件について調査いたします。

以上、本委員会に付託されております「町民に開かれた議会の構築並びに議会の充実及び活性化に関する調査」についての中間報告となります。

○議長（岡山義廣君） 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり決定しました。

委員長はお戻りください。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時27分）

